

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1835

輸送 情報

2021.4/23

福岡県輸送情報 No.1835
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料: 1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



提供: 北九州市

小倉城 (北九州市小倉北区)

No.1835 今号のTOP NEWS!

TOP NEWS 1 春の交通安全キャンペーン

TOP NEWS 2 交通事故防止及び飲酒運転撲滅に係る緊急決議宣言

TOP NEWS 3 令和2年度交通事故防止 Web セミナー



福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1835

1835号・令和3年4月23日発行

小倉城は福岡県北九州市にある県内唯一の天守閣を持つ城である。現在の姿は1959年に再建され、北九州市のシンボルにもなっている。観光地としても有名。

C O N T E N T S

● TopNews1 春の交通安全キャンペーン	1
● TopNews2 交通事故防止及び飲酒運転撲滅に係る緊急決議宣言	1
● TopNews3 令和2年度交通事故防止Webセミナー	2
● 委員会レポート(法制・税制)	3
● 2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	3
● 令和3年度 労働対策・企業近代化助成事業のご案内	4~7
● リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止対策の徹底について	7
● 九州運輸局の無事故表彰(令和3年度 第1回)について	8~9
● 令和3年度飲酒運転撲滅活動功労者表彰に係る飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の取組事例の募集について	9
● 令和3年度全国安全週間の実施について	10
● 福岡県トラック協会 「法律相談」 事業	10
● 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて ～ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入～	11
● 令和3年経済センサスー活動調査を実施します	11
● 退職自衛官の求人について	12
● 九州運輸局並びに福岡運輸支局の人事異動のお知らせ	13
● (独)自動車事故対策機構(NASVA)からのお知らせ 【国土交通省認定セミナー】安全マネジメント講習会開催のご案内	13
● 会員だより「新規会員のご紹介」	14
● 行事日程	14

編集・発行/公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail jouhou1@hearty.or.jp

TOP



NEWS-1

春の交通安全キャンペーン

4月6日(火)、福岡県高速道路交通安全協議会(眞鍋博俊会長)、福岡県高速道路警察隊(秋永禎秀隊長)、西日本高速道路(株)は「令和3年度春の交通安全県民運動」(4月6日~4月15日)実施に伴い、九州縦貫自動車道の古賀サービスエリア(下り線)において、高速道路の交通安全キャンペーンを行いました。

開催に先立ち、眞鍋会長より、飲酒運転撲滅と横断歩道付近における交通ルール等に関する取り組みを含む重点項目についての説明があり「昨年はコロナウイルス感染症対策のため実施できなかつたが、本日のキャンペーンにおいて改めてしっかりと啓発活動をしていきたい」と挨拶がありました。

また、福岡県高速道路警察隊からは、高速道路における交通事故の現状について「事故は前年比-33%と減少しているが、死亡事故が前年比+1となる3名であった。飲酒運転による事故は高速道路においてはなかつたものの2名を飲酒運転で検挙している。あおり運転の対象となる車間距離不保持でも多数の通報があった」と報告がありました。

コロナウイルス感染症対策のため、例年会場で行われているシートベルトコンビンサー試乗体験やタイヤの空気圧点検、マーチング演奏などは行われず、参考した福ト協役員及び関係者らが、サービスエリアの来訪客にグッズやチラシを配布して交通安全を呼びかけました。



眞鍋会長



開催風景

TOP



NEWS-2

交通事故防止及び
飲酒運転撲滅に係る緊急決議宣言

～警察本部へ決議文を提出～

福ト協は4月5日(月)、県警本部において、小久井交通部長に対し「交通事故防止及び飲酒運転撲滅に向けた緊急決議宣言」を行い、中嶋交通対策委員長から決議文を手渡しました。

昨年は、福岡県内における事業用貨物自動車による死亡事故件数が1件増加し、また、職業運転手に重点をおいた飲酒運転の取り締まりが行われた結果、トラックドライバーが飲酒運転で検挙されるなど飲酒運転撲滅には程遠い状況となっていることから、全会員事業所の交通事故防止及び飲酒運転撲滅の意識の高揚・徹底を促す目的で、決意表明の決議文提出を実施し、交通事故・飲酒運転ゼロを誓いました。



左から中嶋交通対策委員長と小久井交通部長

TOP



NEWS-3

令和2年度交通事故防止Webセミナー

事故防止セミナー、Webで開催。延べ417名が申し込み

福岡県トラック協会(真鍋博俊会長)は、令和2年度交通事故防止Webセミナーを開催し、3月24日(生配信)、4月1日、4月7日(録画配信)と3回にわたり、会員に向けて限定配信しました。

本来、2月に、例年どおり交通事故防止セミナー・事故防止大会として開催する予定でしたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令により中止となり、Webセミナーとして実施しました。3回の配信で、合計延べ417名の会員事業者が申し込みました。

なお全ト協より、WebセミナーをGマーク申請の加点対象とする旨の追加措置が出されており、受講者は、受講後に実施記録を提出し、これをもって修了証の発行に代えることとなっています。

セミナーは、講演1「最近の運輸行政について」(講師:九州運輸局福岡運輸支局整備部門 陸運技術専門官 中西敬之氏)、講演2「飲酒運転撲滅・県下のトラックに係る交通事故の現状について」(講師:福岡県警察本部交通部交通企画課 課長補佐警部 木嶋俊輔氏)、講演3「安全風土の醸成をめざして」(講師:(株)イエス・アンド 代表取締役 森川美希氏)の3部構成で行われました。

講演1では、中西氏はまず、令和2年8月に九州運輸局自動車技術安全部より発出した「休憩後の飲酒運転防止の徹底」について説明し、管理の徹底を訴えました。次に、九州管内の酒気帯び運転数の推移を示し、運行中アルコール検知器を携帯させ、中間点呼で確認するなどドライバーに意識づけるよう呼びかけました。

続いて、昨年末以降大雪による大型車両の路上滞留事案の発生をふまえ、冬用タイヤの安全性の確認義務付けが施行された(令和3年1月26日)旨を説明。冬用タイヤの選び方、チェーン装着、立ち往生しやすい車両など具体的な注意点等を述べました。また、昨年公開された、大型車両の車輪脱落事故防止に向けた啓発ビデオについて説明し、資料掲載のQRコードからスマートフォンでの視聴を促したほか、ナットのゆるみが分かるインジケーターを紹介しました。

講演2では、木嶋氏はまず、交通事故の発生件数、死者数は大幅に減少しているが、営業用貨物自動車による死亡事故は増加傾向である旨を述べ、事故の類型や発生時間帯等を示すとともに、死亡事故の事例を紹介しました。

続いて、飲酒運転事故件数について、緩やかな減少傾向であるとしながらも、プロ運転手の飲酒運転事故増加に関する新聞記事を紹介。海の中道の事故(平成18年)、柏屋町の事故(平成23年)について詳しく説明しました。また、最近の飲酒運転の特徴として、時間帯は昼間、高濃度違反者、有識者による違反、昨年は40代の違反が多いと説明。県民による110番通報が不可欠であると強調し、昨年6月に福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が改正され、県民の通報は努力義務から義務になった旨を述べました。

さらに飲酒運転の危険性の高さや行政処分・処罰の厳しさ、人生に及ぼす影響の大きさについて力説し、飲酒運転防止を訴えました。その基本として、アルコールの処理時間(お酒1杯に5時間)を常に意識することが重要である旨を述べました。

講演3では、森川氏は初めに、ミスは人間の特性であり、管理する側が安全風土を作る必要があると述べ、個人が自分のことを知ってエラーと付き合うことが重要であり、そのためには管理職は、個人の「できない理由」を聞き取り、「知らない、理解していない」ことを指導し、「知っているができない」ことを支援することが求められると説きました。指導、支援にあたり、管理者は、個々の適性診断結果、運転記録、ドラレコ映像等の客観的データを活用し、ドライバー自身に自分の弱点に気づかせ、どうすればよいか考えさせたうえで、これを補う形で個別指導を深め、安全行動を促すことが望ましい旨を語りました。

また、安全行動とは危険を見つける力であると述べ、実際のドラレコ映像を流し、危険予測トレーニングを実演。自社のドラレコ動画を使ったトレーニングの実施を強く勧めました。

さらに、安全風土づくりには、現場を中心とした小グループ活動が要であると述べ、組織の成功循環モデルを示し、企業の取り組み事例を紹介しました。近年は、健康起因事故の防止が注目されており、健康診断の充実等健康経営に取り組むと共に、大切なことを話せるような日ごろのコミュニケーションが重要であると述べました。

Report

委員会レポート

法制・税制委員会

●4月5日(月)【福岡県トラック総合会館】

協議事項では、「令和4年度税制改正・予算に関する要望事項及び内容」について説明が行われ、承認されました。

なお、要望事項は、2月に当委員会委員に対して行ったアンケート結果を踏まえてまとめられたとの報告がありました。新規要望事項として「新型コロナウイルス感染防止対策に対する支援の創設」、「トラックドライバーの新型コロナウイルスワクチンの優先接種」が追加され、「適正な運賃・料金を收受するための環境整備」の内容として「標準的な運賃告示制度の法制化」が追加されています。なお、令和3年度にあげていた要望事項「大型免許取得条件の緩和」については、受験資格の引き下げ措置が創設される見込みであるため、削除されました。

本要望事項は総務会で詔つた上で全ト協に提出、全ト協が各県の要望事項を取りまとめたのち、要望活動がスタートする見込みです。なお、「道路関連予算に関する要望事項」については、昨年全ト協に新設された「道路委員会」にて検討されるため、別途提出済みとの報告があり、提出した要望内容が示されました。



令和3年度の税制改正・予算要望に関しては、福ト協の要望に対する結果が示されると共に、令和2年8月から11月にかけて実施した国會議員等への陳情活動が報告されました。特に、北九州支部の委員より、下関北九州道路の早期実現に関する要望・陳情活動について詳細な説明があり、「地元の声」を上げていくため横断幕を作成したことなどが報告されました。

このほかの報告事項として、第17回不正軽油防止対策会議幹事会(書面開催)の経過について説明が行われました。

最後に、「標準的な運賃」の届出について、福岡県は非常に少なく、総会までに50%を目指すべく、説明会を開催する(4月中各支部にて)旨の案内があり、正副委員長より届出の推進を強く呼びかけました。

お知らせ

2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について ~内閣官房等からのお知らせ~

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、学生の就職・採用活動を取り巻く状況をみると、就職・採用活動の日程が遵守されていない事例が増加しています。また、採用選考活動等では、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案や、就職をしたいという学生の弱みに付け込むような学生に対するセクシュアルハラスメント行為も発生しています。さらに、広報活動及び採用選考活動の開始日より前に実施されるインターンシップが実質的な採用選考活動となっている事態も生じています。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

また、オンラインによる企業説明会や面接・試験など、就職・採用活動にも変化が生じてきています。

このため、政府として「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」をとりまとめ、経済団体等(1,265団体)へ要請しましたので、お知らせします。

■詳細は内閣官房のホームページをご覧下さい。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2022nendosotu/index.html



令和3年度 労働対策・企業近代化助成事業のご案内

公益社団法人福岡県トラック協会及び公益社団法人全日本トラック協会が実施する「令和3年度労働対策・企業近代化助成事業」について、下記の通りお知らせいたします。

助成事業の詳しい内容や申請書類の入手方法等については、福岡県トラック協会のホームページをご覧下さい。

なお、各助成事業について、先着順で申請を受付け、対象期間中であっても、申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付けを終了いたしますので、ご了承下さい。

▼労働対策助成事業

1. 突発性運転不能障害疾患予防対策助成事業【福ト協】(事後申請)

助成内容	運転中における突発性運転不能障害疾患の予防費用の一部を助成	
助成項目・助成額	①突発性運転不能障害疾患予防対策検査	上限 2,500円／1名
	②脳ドック検査	検査費の半額で上限 10,000円／1名
	③心臓ドック検査	検査費の半額で上限 10,000円／1名
	④SASスクリーニング検査	検査費の半額で上限 2,500円／1名
	⑤SASポリグラフ検査	検査費の半額で上限 10,000円／1名
助成対象期間・申請受付期間	令和3年4月1日から令和4年2月末日までに対象検査を受診させ、令和4年2月末日までに交付請求書(事後)を県ト協に提出	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②、③、⑤は福岡県内又は隣接県(佐賀県、熊本県、大分県及び山口県に限る)内の医療機関を対象とし、④は福ト協が指定する検査機関を対象とする ・①、④は1会員事業所あたり令和3年2月末の会費車両割台数の1.2倍の人数まで ・④は検査申込書兼委任状を検査医療機関へ事前に提出すること(福ト協と全ト協の助成を併用する場合は、全ト協の検査申込書兼委任状のみ検査医療機関へ事前に提出すること) ・同一従業員に対する助成回数は各項目1回限り 	

2. トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業【全ト協】(事前申請)

助成内容	トラックドライバーのSASスクリーニング検査費用の一部を助成
助成額	検査費の半額で上限 2,500円／1名
助成対象期間・申請受付期間	令和3年4月1日から令和3年12月末日までに事前申込書を県ト協に提出した上で、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに対象検査を受診させ、令和4年2月末日までに実績報告書(事後)を県ト協に提出
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・福ト協が指定する検査機関を対象とする ・1会員事業所あたり令和3年2月末の会費車両割台数の1.2倍の人数まで ・検査申込書兼委任状を検査医療機関へ事前に提出すること

3. 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業【福ト協】(事後申請)

助成内容	従業員に対象免許を取得させた場合の教習料の一部を助成	
助成項目・助成額	①準中型免許の取得	教習料の半額で上限 100,000円
	②中型免許の取得	教習料の半額で上限 50,000円
	③大型免許の取得	教習料の半額で上限 100,000円
	④けん引免許の取得	教習料の半額で上限 50,000円
	⑤5t 限定準中型免許の限定解除	教習料の半額で上限 25,000円
	⑥8t 限定中型免許の限定解除	教習料の半額で上限 25,000円
助成対象期間・申請受付期間	<p>令和3年4月1日から令和4年2月末日までに対象免許を取得させ、令和4年2月末日までに交付請求書(事後)を県ト協に提出</p> <p>*例外として、令和2年度(令和3年3月末まで)に高等学校を卒業し、会員事業所に在籍している者が高等学校在校中に取得した準中型免許も助成対象とする。</p>	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1会員事業所に対する助成人数は3名までとし、同一従業員に対する助成回数は1回限り ・免許取得者が会員事業所の社会保険に加入し、且つ、住所が福岡県内又は福岡県に隣接する市郡であること ・自動車教習所の所在地が福岡県内又は福岡県に隣接する市郡(隣接県の例外あり)であること ・けん引免許は中型・大型免許既得者が取得した場合に限る ・交付請求書に添付する教習所発行の領収書(写)は会社宛のみ有効で、従業員個人宛の領収書(写)は不可 	

4. 準中型免許取得助成事業【全ト協】(事後申請)

助成内容	運転者として新たに採用した若年の従業員に準中型免許を取得させた場合の教習料の一部を助成	
助成項目・助成額	①準中型免許の取得	上限 40,000円
	②5t 限定準中型免許の限定解除	上限 25,000円
助成対象期間・申請受付期間	<p>令和2年4月1日から令和4年2月末日までに対象免許を取得させ、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに申請書(事後)を県ト協に提出</p> <p>*令和2年度(令和3年3月末まで)に高等学校を卒業し、会員事業所に在籍している者が高等学校在校中に取得した準中型免許も助成対象とする。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・免許取得者が令和2年4月1日以降に採用され、会員事業所の社会保険に加入し、運転者として従事していること ・免許取得者が平成元年6月2日以降の生まれで、住所が福岡県内又は福岡県に隣接する市郡であること ・自動車教習所の所在地が福岡県内又は福岡県に隣接する市郡(隣接県の例外あり)であること ・申請書に添付する教習所発行の領収書(写)は会社宛のみ有効で、従業員個人宛の領収書(写)は不可 ・1会員事業所に対する助成額の上限は合計 20 万円 	

(次の頁に続きます)

5. 血圧計導入促進助成事業【全ト協】〈事後申請〉

助成内容	対象の血圧計を購入した費用の一部を助成
助成額	1台につき購入価格の半額で上限 50,000円
助成対象期間・申請受付期間	令和3年4月1日から令和4年2月末日までに対象血圧計を購入し、令和4年2月末日までに申請書(事後)を県ト協に提出
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者に限る ・対象機器は全ト協が定めた機器で、買取りにて新たに設置した血圧計(中古品及びリース導入を除く)に限る

6. インターンシップ導入促進支援事業【全ト協】〈事後申請〉

助成内容	全ト協が開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合、その受入れに対して助成	
助成額	①インターンシップ受入れ期間 3日間	90,000円
	②インターンシップ受入れ期間 4日間	110,000円
	③インターンシップ受入れ期間 5日間以上	130,000円
助成対象期間・申請受付期間	令和3年4月1日から令和4年2月末日までに対象学生のインターンシップを受入れ、令和4年3月3日までに報告書(事後)を県ト協に提出	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・全ト協開設のインターンシップ登録サイトに事前登録すること ・中小企業者に限る ・1事業者あたりの申請は1回に限る ・トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり所定の内容を含むこと ・受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする 	

▼企業近代化助成事業

1. 中小企業大学校講座受講促進助成事業【福ト協・全ト協】〈事前申請〉

助成内容	国の人材養成機関である中小企業大学校が実施する対象講座の受講料の一部を助成	
助成額	福ト協及び全ト協が、中小企業大学校の助成対象講座の受講料の3分の1ずつを助成	
助成対象期間・申請受付期間	上期	令和3年4月1日から令和3年9月末日までの講座は令和3年10月1日までに助成制度申込書(事前)及び受講修了通知書(事後)を県ト協に提出
	下期	令和3年10月1日から令和4年2月18日までの講座は令和4年2月18日までに助成制度申込書(事前)及び受講修了通知書(事後)を県ト協に提出

※新型コロナウイルス感染症により研修が中止・延期になっている場合があります。

開講状況は中小企業大学校のホームページをご確認下さい。

◇中小企業大学校 直方校ホームページ <https://www.smrij.go.jp/institute/nogata/index.html>

2. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業【福ト協】(事後申請)

助成内容	自家用燃料供給施設の軽油専用タンクの内面コーティング又は電気防食、代替に係る費用の一部を助成	
助成額	軽油専用タンクの内面コーティング	150,000円
	軽油専用タンクの電気防食	150,000円
	軽油専用タンクの代替	300,000円
助成対象期間・申請受付期間	令和3年4月1日から令和4年2月末日までに自家用燃料供給施設の完成検査済証の交付を受けて、支払いを完了した上で、実績報告書(事後)を県ト協に提出	

3. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業【全ト協】(事前申請)

助成内容	指定数量(1,000リットル)以上 の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替に係る費用の一部を助成	
助成額	新設	1,000,000円
	軽油専用タンクの増設	300,000円
助成対象期間・申請受付期間	令和3年8月2日から令和3年11月1日までの公募期間中に申請書(事前)を県ト協に提出し、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに自家用燃料供給施設の完成検査済証の交付を受けて、支払いを完了した上で、令和4年3月3日までに実績報告書(事後)を県ト協に提出	

■各助成事業の実施要綱、申請様式等は当協会のホームページをご覧下さい。

■労働対策・企業近代化助成事業に係るお問い合わせ、申請書ご提出先

公益社団法人福岡県トラック協会 業務二課

TEL:092-451-7845 / FAX:092-451-7964 ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>


お知らせ

リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止対策の徹底について～厚生労働省からのお知らせ～

はしご等からの墜落・転落による死傷災害は、墜落・転落災害による災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっています。

また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生しています。

はしご等からの墜落・転落災害が発生すると骨折等の重篤な災害や、長期の療養を要する災害につながりやすいことから、これらの労働災害防止のため、より一層の対策の促進を図ることが重要です。

そのため、厚生労働省では、巻末のリーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を作成しました。

このリーフレットは、「はしご」と「脚立」の作業前点検のチェックリストとなっており、職場の自主点検を実施する際や、作業を実施する前に使用いただけますので、墜落・転落災害防止対策を徹底するためにご活用下さい。

■リーフレット掲載 厚生労働省ホームページ

ホーム(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) > 政策について >

分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 >

安全衛生関係リーフレット等一覧



九州運輸局の無事故表彰(令和3年度 第1回)について

九州運輸局は、九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程に基づき、令和3年度第1回表彰を下記要領により行います。

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

2. 表彰規程第4条第1項の表彰【一般表彰】

(1) 表彰基準

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

◎表彰所定期間(無事故表彰期間)

事業用自動車(被けん引自動車を除く)数の区分に応じて次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
7両以下	5年
8両~10両	4年
11両~20両	3年
21両~40両	2年
41両~80両	1年6月
81両以上	1年

(注)一般貨物自動車運送事業(靈柩)にあっては各該当期間の3倍とする

(2) 表彰時期

令和3年8月に予定

(注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3) 表彰手続き

(1) の基準に適合後6か月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書*」を添えて所轄運輸支局長あてに提出する。

*推薦書は県ト協が作成し、提出します。

3. 表彰規程第4条第2項の表彰【特別表彰】

特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。(基準に適合後1年内に必要書類を提出)

【提出書類について】

1. 提出期限 令和3年5月7日(金)

2. 提出先:(公社)福岡県トラック協会 業務一課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

TEL: 092-451-7845 / FAX: 092-451-7964

※(必ず表彰規程及び細則を熟読の上、郵送もしくは持参で提出して下さい。)

3. 提出書類内訳

	書類名	提出部数	備考
①	自動車無事故報告書(様式1)	正本2部・写し1部 正本1部・写し2部 写し3部	※①～②については、修正液等で訂正是出来ませんのでご注意下さい。
②	最近における運輸業務等の実績(様式2)		※③～⑨については、九州地域内に複数の事業所がある場合、各事業所のものが必要です。
③	運行管理者選任届(控)		※③～⑦については、表彰期間中に選任し、途中で解任した者の分も含みます。(所定期間が2年未満の場合は2年間)
④	運行管理者指導講習手帳		ただし、④、⑥、⑦については自動車無事故報告書提出日の前年度の4月1日以前に解任した管理者の提出は不要です。
⑤	整備管理者選任届(控)		※⑧、⑨については、法令改正等に合わせて更新した最新のものが需要です。
⑥	整備管理者選任前研修修了証		
⑦	整備管理者定期研修修了証		
⑧	運行管理規程		
⑨	整備管理規程		
⑩	様式2の4「最近実施した事故防止対策」についての資料		

※①について、捨印の押印を忘れずにお願いいたします。

※提出した書類は返ってきませんので、コピー等にて保管をお願いいたします。

※提出書類③～⑩については各項目毎に両面印刷していただいて構いません。

※申請様式(様式1及び2)等は県ト協のホームページ(<https://www.hearty.or.jp/>)からダウンロードしてご利用下さい。

【お問い合わせ先】

(公社)福岡県トラック協会 業務一課 担当:松尾

TEL:092-451-7845/FAX:092-451-7964



令和3年度飲酒運転撲滅活動功労者表彰に係る飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の取組事例の募集について ～福岡県からのお知らせ～

福岡県では、「福岡県飲酒運転撲滅条例」に基づき、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録を行うとともに、登録していただいている企業・店が実施している飲酒運転撲滅のための取組事例を募集しておりますのでお知らせします。

※特に優れた取組事例につきましては、表彰を行い、福岡県ホームページにて紹介することとしております。

○募集条件、様式等は、福岡県下記ホームページを参照して下さい。

福岡県HP>テーマから探す>防災・くらし>交通安全>飲酒運転撲滅>飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の取組事例の紹介

【問合せ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課交通安全係 担当:安本

TEL092-643-3167 FAX092-643-3169 E-MAIL anzen@pref.fukuoka.lg.jp



令和3年度全国安全週間の実施について ～厚生労働省からのお知らせ～

令和3年度全国安全週間の実施について、厚生労働省より通知がありましたので、お知らせいたします。

1. 目的

産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図る。

2. 期間

7月1日から7月7日まで(準備期間:6月1日から6月30日まで)

3. スローガン

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

4. 各事業場で実施する事項(抜粋)

(1)全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

(2)継続的に実施する事項

- ①安全衛生活動の推進
- ②業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア)荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ)積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ)歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ)トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ)トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

■詳細は厚生労働省のホームページをご覧下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17450.html



福岡県トラック協会『法律相談』事業

△福岡県トラック協会『法律相談』事業とは

福岡県トラック協会が、会員サービスの一環として行っている事業です。

●交通事故にあってしまった。 ●お客様とトラブルになった。 ●従業員とトラブルになった。

など、当協会の顧問弁護士が法律に関するご質問を何でもお答えします。

△『法律相談』ご利用方法

- ①まずは下記まで電話連絡。 ブラック協会「会員」であることを告げて下さい。
- ②相談内容を書類にまとめ、送信すれば迅速です。

～福岡県トラック協会顧問弁護士～

おくだ総合法律事務所

OKUDA LAW OFFICE

TEL 092(739)6262・FAX 092(739)6260

<http://www.okuda-lawyer.com/>

△相談料

- 初回の相談費用は、原則 「無料」 です。
- 2回目以降、事案によって費用が発生する事がありますので、弁護士とご相談下さい。

本事業に関するお問い合わせ先

(公社)福岡県トラック協会 総務課 TEL 092-451-7878


お知らせ

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて ～ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入～ ～国土交通省からのお知らせ～

○改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」(平成19年国土交通省告示第317号)を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることから、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- 令和元年度の事故件数は過去最大
- 詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照
(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosh09_hh_000261.html)

[1] 日常点検の実施の方法

- ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

[2] 定期点検(3ヶ月ごと)の実施の方法

- 新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

[3] 整備の実施の方法

- タイヤ交換手順の明確化
- タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

○スケジュール

公 布：令和3年3月31日 / 施 行：令和3年4月1日

※詳細は国土交通省のホームページを参照して下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosh09_hh_000266.html


お知らせ

令和3年経済センサス－活動調査を実施します ～福岡県からのお知らせ～

総務省、経済産業省、福岡県及び市町村では、令和3年6月1日現在で、すべての事業所・企業を対象に、「令和3年経済センサス－活動調査」を実施します。

経済センサス－活動調査は、我が国における経済活動の実態を明らかにすることを目的とする国の重要な調査であり、統計法に基づく基幹統計調査として5年に一度実施するものです。

調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の皆さんにも広く活用していただいております。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

1. 対象

6月1日現在、全国すべての事業所・企業(個人事業主を含む)

2. 調査方法

5月20日から、調査員が調査書類を各事業所に配布します。調査書類は企業の本社等にまとめて郵送される場合もあります。回答は、インターネットでできます。調査票(紙)での回答は、市町村によって、調査員が回収に伺う場合と、郵送で提出する場合があります。

3. インターネットでの回答期間

[6月8日\(火\)まで](#)

4. 調査票(紙)での回答期間

調査員回収の場合 6月上旬まで / 郵送回収の場合 6月8日(火)まで

5. 問合せ先

福岡県庁 調査統計課 調査第三班 電話 092-643-3188

6. 経済センサスキャンペーンサイト

<https://www.e-census2021.go.jp/>

お知らせ

退職自衛官の求人について

トラック運送業界では、将来にわたり安定した輸送力を確保していくため、人材の確保が喫緊の課題となっております。

一方で、自衛隊においては、若年定年制(50歳代半ばで退職)及び任期制(1任期は2~3年で、多くは20歳代で退職)を採っているため、退職自衛官の多くが再就職を必要としており、これらの退職自衛官の中には、大型自動車免許や自動車整備士等の資格保有者が多数あり、トラック運送事業において即戦力として活躍が期待できます。

福岡県トラック協会では、退職自衛官に対する会員事業者の求人票を取りまとめて、一括して自衛隊福岡地方協力本部等へ提出する枠組みを設けておりますので、人材確保対策としてご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

1. 退職自衛官

○若年定年制退職

- ・幹部・准尉・曹クラスで、大部分が54~56歳
- ・退職日は生年月日の日とされており、年間を通して退職者が出ていているので、随時採用可能

○任期制退職

- ・士クラスで、大部分が20歳代
- ・退職日は任期満了の日とされており、毎年3月に集中して退職者が出ていているので、4月以降に採用可能

2. 求人手続き

①退職自衛官の求人を希望される会員事業者は、一般社団法人自衛隊援護協会のホームページから求人票の様式をダウンロードして必要事項をご記入の上、県ト協へ郵送して下さい。

②県ト協は、会員事業者から提出された求人票を取りまとめて、自衛隊福岡地方協力本部を通じて、自衛隊援護協会福岡支部へ送付いたします。

③自衛隊福岡地方協力本部等から会員事業者(求人事業者)に対して、直接、電話等で求人内容の確認が行われ、その後、自衛隊援護協会福岡支部において、会員事業者とのマッチングが行われます。

④この枠組みを活用し、退職自衛官の採用に至った会員事業者は、県ト協へ結果報告をお願いいたします。

■一般社団法人自衛隊援護協会ホームページ 求人票様式

http://www.engokyokai.jp/posting/mail_entry.php

※求人票の記入例も掲載されておりますので、ご参照下さい。また、自衛隊援護協会のホームページには、合同企業説明会や求職(人材)情報も掲載しております。

■求人票郵送先、お問い合わせ先

公益社団法人福岡県トラック協会 業務二課(担当:吉田)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

TEL:092-451-7845

3. 注意事項等

○福岡県トラック協会は、職業安定法上の職業紹介事業者ではないことから、求人票の加工や人材のマッチング等はできませんので、会員事業者から提出された求人票はそのまま自衛隊福岡地方協力本部等へ送付いたします。

○我が国では、有事や大規模災害等の緊急時に迅速に対応するため、退職自衛官を主体とした予備自衛官及び即応予備自衛官制度が設けられておりますので、企業に再就職した後も、引き続き予備自衛官や即応予備自衛官を志願する方もあります。なお、即応予備自衛官の雇用企業については、国から雇用企業給付金として一人当たり年間51万円が支給されます。

○ トラック運送事業における退職自衛官の再就職に関する詳しい内容は、全日本トラック協会のホームページをご覧下さい。

<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/jinzai/jieikan.html>

お知らせ**九州運輸局並びに福岡運輸支局の人事異動のお知らせ**

九州運輸局は令和3年4月1日付で、人事異動を発令しました。関係者は下記のとおりです。(敬称略)

○九州運輸局

総務部 部長 次長 安全防災・危機管理調整官 〃 広報対策官	堤 正二郎 河津 隆幸 佐々木庸敏 小山 充 嶋田 真喜子	交通政策部 次長 環境・物流課長	古賀 秀策 天野 重信
自動車交通部 首席自動車監査官	西依 雅幸	自動車技術安全部 部長 技術課長 保安・環境課長	牛嶋 幹之 中富 康宏 前原 修

○福岡運輸支局

支局長	久保田 靖彦	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	出田 嘉伸
次 長	清嶋 義文	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	鶴田 忠輝

ご案内**(独)自動車事故対策機構(NASVA)からのお知らせ
【国土交通省認定セミナー】安全マネジメント講習会開催のご案内**

(独)自動車事故対策機構(NASVA)では、自動車運送事業者に平成18年10月1日より施行されています「運輸安全マネジメント」について、周知を図るとともに、事故防止に実効性のある目標、計画の策定に資するため標記セミナーを開催しますのでお知らせいたします。

1. 日時

- ①令和3年6月 9日(水)13:00~16:30「ガイドラインセミナー」
- ②令和3年6月10日(木)9:00~12:30「内部監査(基礎)セミナー」
- ③令和3年6月10日(木)13:30~17:00「リスク管理(基礎)セミナー」

2. 会場

福岡県トラック総合会館402会議室(福岡市博多区博多駅東1-18-8)

3. 定員

- ①「ガイドラインセミナー」 48名
- ②「内部監査(基礎)セミナー」 20名
- ③「リスク管理(基礎)セミナー」 20名

4. 受講料

- ①「ガイドラインセミナー」 5,200円(税込)
- ②「内部監査(基礎)セミナー」 5,200円(税込)
- ③「リスク管理(基礎)セミナー」 5,200円(税込)

5. 申込方法

【インターネット予約】にてお申し込み下さい。

NASVAホームページ【<http://www.nasva.go.jp>】トップページより

自動車事故を防ぐ⇒セミナーのご予約(国土交通省認定セミナー)とお進み下さい。

(または、直接予約ページアドレス【<https://s-yoyaku.nasva.go.jp>】を入力して下さい。)

※定員になり次第締め切りといたします。

6. 受講申込み・お問い合わせ先

(独)自動車事故対策機構(NASVA) 福岡主管支所

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4階

TEL:092-451-7751 FAX:092-451-7753

会員だより 新規会員のご紹介

(株)アドバンス 福岡営業所
(福岡支部東福岡分会)

代表取締役 村山 竜也

福岡県福岡市東区二又瀬3-18
パークサイドハウゼ1-5号
Tel 092-409-8150
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通車6両

Lib(株) 行橋営業所
(北九州支部行橋分会)

代表取締役 田村 和也

福岡県行橋市道場寺1546-1 206号
Tel 080-2017-7652
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通車4両、小型1両、
牽引4両、被牽引1両

Schedule 行事日程

(4月)

県ト協行事日程 (4月23日~5月13日まで)

23日(金)	「標準的な運賃」の届出要領説明会 [11:00] (北九州緊急物資輸送センター)
26日(月)	セメント輸送部会役員会 [14:00] (201会議室)
27日(火)	利用運送・積合部会役員会 [11:00] (301会議室)
28日(水)	小学生向け交通安全教室 [10:30] (田原小学校)
28日(水)	会計監査 [13:00] (201会議室)

(5月)

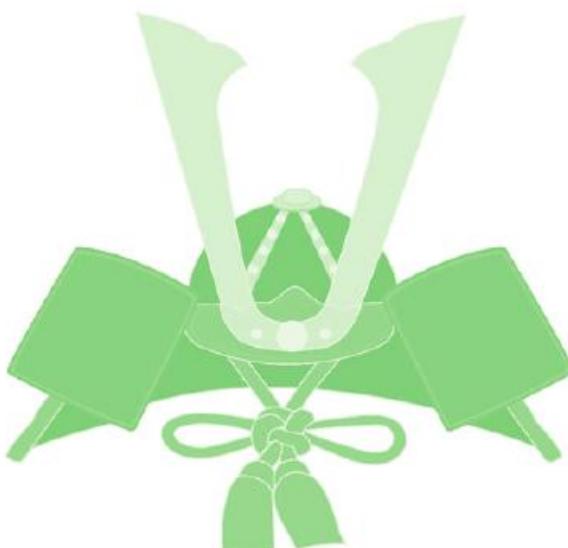
7日(金) 理事会 (Web会議) [14:00] (402会議室)

10日(月) 石油ローリー部会役員会 [14:00] (201会議室)

12日(水) 小学生向け交通安全教室 [10:30] (田原小学校)

12日(水) 広報委員会 [13:30] (401会議室)

13日(木) 女性協議会役員会 [14:00] (401会議室)



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態にな
ってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

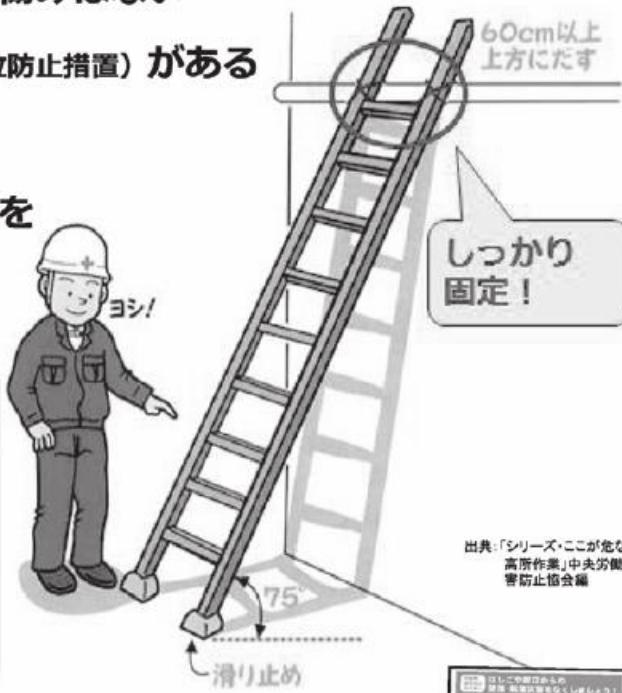
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2 m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3. 3)

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



**HINO
PROFIA**

**HINO
RANGER**

**HINO
DUTRO**



九州日野自動車株式会社

T812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26

TEL:092-641-1173 FAX:092-651-5615 <http://www.kyuseyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

令和3年8月版

過去の問題の解説と
実践模擬問題

定価2,640円(税込)

発行・発売元

(株)輸送文研社〈柏林書房〉

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <http://www.yuso-bunkan.co.jp>(お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は

「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

総務局・総務部

総務課: 092-451-7841

総務局・経理部

経理課: 092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:

092-451-7845

福岡県適正化事業実施機関
(輸送相談窓口)

092-451-7846

千早分室

092-671-0338
(FAX:092-672-4778)

**8Lエンジン搭載のQuonが
更なる生産性を実現**

QUON
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで
Quon 8Lエンジン搭載車をお確かめください。

UD TRUCKS

UDトラックス株式会社 九州支社

福岡地域営業部：福岡市東区多の峰1-39-4 TEL 092-829-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1 TEL 093-581-2305
佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL 0942-36-2002

「進ぶ」を支え、躍進と未来をひらく

ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、夜景も、自然に防いでいく。
この理想を目指し、新型ギガは生まれました。
「進ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々なリスク。
先進の技術やナクロジーで早期に回避、低減し、
より確かな安心を生み出します。
新型ギガなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。

お客様のご力添い、安心安全な輸送を実現するため、ISUZUへ。

シートベルトをじめてスピードを控えた安全運転を、点検・整備をしっかりとしましょう。

いすゞ自動車九州株式会社

Tel: 092-641-7711 Fax: 092-641-7744

トラックと物流ビジネスに関するることは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。いすゞ自動車(株)お客様相談センター ☎ 0120-119-113 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00 月曜 ~ 金曜(除く所定の休日) [https://www.isuzu.co.jp](http://www.isuzu.co.jp)

**企業の豊かな未来のために、
確かな補償でアシスト**

・個別講習会
・特別感習会(安全運転感習会)
・特別指導講習会(専任運転者・事故教習者)
・可燃性車両診断機による適正診断
・交通安全教育用DVD貸出
・事故復帰のサポート

組合の本拠地以外に割合が発生した場合、自動車共済利用実績に応じて組合会員が負担する費用分を割当の制度があります。

九州トラック交通共済協同組合～トラックの自動車共済はお任せください～

福岡支所：博多区博多駅東1丁目18番8号(福岡県トラック総合会館5階) TEL:092-451-7550 2021年、
北九州支所：北九州市小倉北区西港町9-14(北九州緊急物資輸送センター内) TEL:093-591-0510 おかげさまで組合設立
筑後支所：筑後市大字長浜2327番地1(筑後緊急物資輸送センター内) TEL:0942-52-2175 50周年を迎えます。